

新篠津村国民健康保険からのお知らせ

国保医療係

内線341

転入や転出、入社・入学などにより、国保への加入や喪失といった手続きについて、お知らせします。

①国保に加入する、または、やめる場合

会社の健康保険をやめ、国保に加入する時は、印鑑と職場の資格喪失証明書といった健康保険の資格喪失がわかるものをご持参のうえ、加入手続きをしてください。

また、村に転入、村から転出される時は、転入・転出の手続きをしてから、国保加入・国保脱退の手続きをしてください。

②他の健康保険に加入した場合

自動的に国保資格は喪失しませんので、必ず届出が必要です。新しく加入した健康保険の保険証（加入者全員分）と現在、お持ちの国保被保険者証を持参して手続きをしてください。国保資格喪失後も国保証で受診された場合は、国保が負担した医療費を、後日返還していただく場合があります。

③学生の方が転出される場合

国保に加入されている就学中の方が転出し、引き続き国保に加入する場合は、届出が必要になります。在学証明書・学生証などの身分が証明できるものと、印鑑・現在お持ちの国保証を持参して手続きをしてください。

また、現在この学生特例に該当されている方が、卒業して他の健康保険に加入した場合は、国保から脱退する手続きが必要となりますので、必ず届出をしてください。

※届出については、資格が発生した日や資格喪失日から14日以内に届出をしてください。

ご不明な点は、住民課国保医療係へお問い合わせ願います。

年金のお知らせ

戸籍年金係 内線333

保険料の納付忘れはありませんか？

■国民年金保険料が引き上げになります

20歳以上60歳未満のみなさんが納める国民年金保険料が平成27年4月分から昨年度より月額で340円上がります。

平成26年度国民年金保険料
月額 15,250円

⇒

平成27年度国民年金保険料
月額 15,590円

■学生納付特例

平成26年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成27年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が年金事務所より3月末に送付されました。平成26年度と同じ学校等に在学される方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成27年度も学生納付特例の申請ができます。

この場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書または学生証の写しの添付が必要です。



住宅用火災警報器を設置しましょう！

